

支払督促の効力

当社は平成 15 年に A 株式会社に対し 1000 万円を貸し付けましたが、A 社の弁済が滞りがちで、未済となっていた 500 万円につき B が当社に対し A 社の借入金債務を連帯保証する趣旨で、平成 19 年末に当社が B に 500 万円を貸し付けた旨の公正証書を作成しました。平成 25 年、当社は B を債務者として公正証書の記載と同一内容の貸金 500 万円の支払を求める支払督促を申し立て、仮執行宣言を得て確定しました。

その後 B から弁済はなく、先日、B に対し連帯保証債務の履行を求めたところ、B は保証債務は時効消滅したと主張しています。B に対する支払督促によって消滅時効は中断していないのでしょうか。

1. 支払督促とは

金銭、有価証券、その他の代替物の給付に係る請求について、債権者が簡易裁判所に支払督促を申し立て、その主張から請求に理由があると認められる場合、簡易裁判所書記官が債務者に支払督促を発します（民事訴訟法 382 条）。債務者が支払督促を受け取ってから 2 週間以内に督促異議の申立てをしなければ、裁判所書記官は債権者の申立てにより仮執行宣言をしなければなりません（同法 391 条 1 項）。債務者が督促異議の申立てをしたときは、支払督促の手続は終了し通常訴訟の手続に移行します。

支払督促は申立人の申立ての内容から書類審査のみで債務者に支払を命じる手続であり（同法 386 条）、申立手数料も訴訟の場合の半額とされていることから、比較的簡易迅速な債権回収の手段として利用されています。

2. 支払督促の執行力・既判力

仮執行の宣言を付した支払督促に対し督促異議の申立てがないとき、または督促異議の申立てを却下する決定が確定したときは支払督促は確定判決と同一の効力を有するとされ（同法 396 条）、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができます。

もっとも、確定判決には前の確定裁判でその目的とした事項に関する判断につき、訴訟当事者は後の裁判で別途争うことはできず、別の裁判所も前の裁判の判断に拘束されるという効力（既判力）があるのに対し、支払督促にはこの既判力が認められないという違いがあります。仮執行の宣言を付した支払督促が確定した後であっても、債務者はその請求債権の成立について改めて訴訟で争うことができるのです。

当社の仮執行宣言付き支払督促は確定していますが、B は改めて当社の B に対する貸金債権の成立について訴訟で争うことができます。B が当社の貸金債権の成立を否認すると、現実の金銭消費貸借がないことから、B の主張が認められることになると考えられるので、当社は B から支払を受けるには B に対し実体のある保証債務履行請求権を行使するしかありません。

3. 支払督促による時効中断

(1) 時効の中断事由

民法は、債権者からの請求、差押え、仮差押え又は仮処分、債務者による承認によっ

て時効が中断するとしています（民法 147 条）。支払督促は請求の一態様として時効中断の効力を有します。ただし、債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から 30 日以内にその申立てをしないことにより支払督促がその効力を失うときは、時効中断の効力を生じません（同法 150 条）。確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は 10 年に伸長されるところ（同法 174 条の 2）、支払督促が確定した場合も時効期間が 10 年に伸長されます。

本件では、B に対し貸金の支払を求める支払督促の申立てであり、保証債務につき時効中断の効力が生じるか否かが問題となります。

(2) 支払督促による時効中断についての裁判例

債務者の債権者に対する貸金債務について、保証人となった者が保証人が債権者から金員を借り受けた旨記載された公正証書を保証契約締結の趣旨で作成し、債権者が保証人に貸金の支払を求める旨の支払督促を申し立てたという事情の下、後に債権者が保証人に対して保証債務の履行を求めたところ保証人が保証債務は時効により消滅しているとして争ったという事案の裁判例があります。

1 審（東京地裁平成 27 年 6 月 25 日判決）は公正証書は貸金債務に関するもので連帯保証契約に関するものではないこと、連帯保証契約の成立を認めるに足りる証拠がないことから請求を棄却しましたが、2 審（東京高裁平成 28 年 2 月 4 日判決）は連帯保証する趣旨で作成された公正証書に基づき貸金債権を支払督促により行使したのであるから、これは保証債務履行請求権の権利主張の一手段、一態様とみることができ、保証債務の履行を求める旨の支払督促に準ずるものとして、保証債務について消滅時効の中断を認めました。

最高裁は貸金返還請求権の根拠となる事実は、保証契約に基づく保証債務履行請求権の根拠と重なるものでなく、むしろ、保証契約の成立を否定するものにほかならず、貸金返還請求権の行使は保証契約に基づく保証債務履行請求権を行使することとは相容れないとして、支払督促において貸金債権が行使されたことにより、別個の権利である保証債務履行請求権についても行使されたことになると評価することはできないと判示し、支払督促の時効中断効を否定しました（最高裁平成 29 年 3 月 13 日判決）。

4. 本件の場合

B が A 社の借入金債務につき連帯保証する趣旨で当社から 500 万円を借り受けた旨が記載された公正証書が作成されたという事情があっても、貸金支払を求める支払督促により、保証債務履行請求権について消滅時効を中断することにはなりません。

当社と B との関係の実態に即して保証債務の履行を求める支払督促であれば、当然に保証債務履行請求権につき消滅時効の中断が認められたはずですが、実態のない貸金債権を請求債権として支払督促を申し立てたのは申立てを簡略にするためであったかもしれませんが、申立ての仕方が適切ではなかったと言わざるを得ません。